

事務連絡
令和2年4月20日

指定障害児通所支援事業所
指定障害児相談支援事業所 御中

奈良市福祉部
障がい福祉課長

新型コロナウイルス感染症対策に伴う障害児通所支援事業の対応について
(代替的に提供したサービスの取り扱い)

平素より、本市における障害福祉行政の推進にご協力を賜りありがとうございます。
上記の件につきまして、今後の取り扱いについて以下のとおりとしますので、ご理解ご協力をいただきますようお願い致します。

記

1. 対象事業 障害児通所支援事業
(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問事業)
2. サービス内容 児童が新型コロナウイルスに感染することをおそれ事業所を欠席する場合等、居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行う
(代替サービス)
2. 対象児童 奈良市障害児通所支援支給決定児童のうち、在宅における代替サービスを希望する児童
3. 対応内容
・期間 別紙をご参照ください。
4. 注意事項 今般の通知により、既に3月から在宅における代替サービスを実施されていた場合、請求の修正があれば受付させていただきます。(次回請求締め切り5月10日) また、「放課後等デイサービス提供内容に関する報告書」「奈良市新型コロナウイルス感染症に関する障害児放課後等デイサービス利用支援事業請求書」についても見直ししていただき、再度ご提出ください。

(問い合わせ先)
〒630-8580
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市福祉部障がい福祉課 療育係
TEL:0742-34-4593(直通)
FAX:0742-34-5080

障害児通所支援事業の代替的に提供したサービスの 取り扱いについて(奈良市)

※適応期間については今後の状況に応じて変更される場合があります。

対象事業	方法や支援内容		報酬算定 可能月
		左記に加えて奈良市が必要とする支 援内容	
児童発達支援	<p>◆支援内容 児童の健康管理や相談支援、児童とその保護者が安心して自宅にとどまっていたりするような支援等。 (厚労省の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅で問題が生じていないか ・児童の健康管理 ・普段の通所ではできない保護者や児童との個別のやり取りの実施 ・今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に保護者等に在宅における代替サービスの利用希望や利用者負担の説明を行い了解を得てください。書面にて承諾を得てください。 ・1日2回以上は連絡または助言、支援を実施。※注1 ・緊急時の対応ができること ・在宅において、児童、保護者等から相談等があった時、随時連絡等がとれ必要な支援が提供できる体制が確保されていること。 	令和2年 4月～ (休日単価)
放課後等デイサービス	<p>◆方法 ・電話や訪問など</p> <p>◆提出書類 ・保護者の承諾を得た書面(参考様式あり) ・個別支援計画(代替サービスに変更したもの) ※書類が整い次第提出をお願いします。</p> <p>◆事業所にて作成・保管 ・日々の支援記録(支援日・支援対象・支援内容等記録したもの) ※必要に応じて提出をしていただく場合があります。</p>		令和2年 3月～ (休日単価) ※注2
保育所等訪問事業	従前から保育所等訪問を実施していた児童に限り前月の利用日数を限度として居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合。		〃

※注1 この通知以前に代替サービスの提供をされている場合、1日2回以上の連絡とはしません。

※注2 4月の奈良県立特別支援学校が実施する在宅教育期間中の放課後等デイサービス利用単価は平日単価のため、代替サービスの提供についても平日単価となります。

※参考(抜粋)

・令和2年3月24日付

新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービス等に係る Q & A について
(3月24日版)

・令和2年4月2日付

新型コロナウイルス感染症防止のための学校等の臨時休業に関連しての障害児通所支援事業所の対応について

・令和2年4月13日付

新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービス等に係る Q & A について
(4月13日版)